

北設楽郡公共交通運賃料金協議会設置規程

（目的）

第1条 北設楽郡公共交通運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定にされる、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス・タクシー等の旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、北設楽郡公共交通活性化協議会設置規約第12条に基づき、北設楽郡公共交通運賃料金協議会を設置する。

（協議事項）

第2条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- （2）その他運賃料金協議会が必要と認める事項

（運賃料金協議会の構成員）

第3条 運賃料金協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- （1）設楽町、東栄町及び豊根村それぞれの長若しくはその指名する者
- （2）当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- （3）中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- （4）設楽町、東栄町及び豊根村それぞれの住民の代表

2 前項に関わらず、運賃協議の対象となる路線等が単独の町村のみに存する場合は、当該町村のみで運賃料金協議会を開催することができる。

この場合、前項中、「設楽町、東栄町及び豊根村それぞれの」とあるものは、「運賃協議の対象となる町村の」と読み替えるものとする。

（運賃料金協議会の運営）

第4条 運賃料金協議会に会長をおき、第3条第1項（1）に規定する者を充てる。

- 2 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 運賃料金協議会の議決は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては、出席した委員の4分の3をもって決することとする。

（協議結果の取扱い）

第5条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 運賃料金協議会において協議が調った事項は、北設楽郡公共交通会議に報告する。